

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」が発出される …… 1
- ◆ 「会計監査及び専門家による支援等について」が示される …… 2
- ◆ 「児童虐待防止推進月間」標語募集（厚生労働省） …… 2

◆ 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」が発出される

平成29年4月27日、厚生労働省は、局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」を発出しました。

社会福祉法等の改正により、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化・重点化および明確化を図るため、これまでの指導監査要綱が見直され、指導監査ガイドラインが示されました。

一般監査の周期は、毎年度の報告書類と前回の監査の状況を勘案し、法令等に照らし特に大きな問題が認められないこと、施設基準や運営費等の請求等に大きな問題が認められないことを満たす法人は、3箇年に1回とされました。さらに、苦情解決の取り組みが適切に行われ、福祉サービス第三者評価事業を受審し、結果を公表し、サービスの質の向上に努めていること（またはISO9001の認証取得施設があること）、もしくは、地域社会に開かれた事業運営が行われていること、もしくは、先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる場合には、4箇年に1回となっています。

また、会計監査人を設置している法人の会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る）が記載された場合は、5箇年に1回。公認会計士を設置していない法人において、法人と公認会計士等の契約に基づき監査を実施し、会計監査人と同じ監査対象として作成された会計監査報告に「無限定適正意見」または「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る）が記載され場合は、4箇年に1回。公認会計士等の専門家による財務会計に関する内部統制の対する支援または事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が作成する書類が提出された場合、4箇年に1回の周期とされています。

また、監査事項の省略についても、その要件が示されています。

詳細は、資料1-1、1-2を参照してください。

◆「会計監査及び専門家による支援等について」が示される

平成 29 年 4 月 27 日、厚生労働省は、課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」を发出しました。会計監査人による監査、法人の契約によるこれに準ずる監査については、日本公認会計士協会の「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（非営利法人委員会実務指針第 40 号、平成 29 年 4 月 27 日）によることとされています。

また、会計監査人を設置しない法人における専門家による支援について、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」と、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が示されています。

それぞれ前項の監査の周期の延長等の確認事項として位置づけられています。詳細は、資料 2-1、2-2、2-3 の課長通知と、資料 3 の日本公認会計士協会の指針をご参照ください。

◆「児童虐待防止推進月間」標語募集（厚生労働省）

児童虐待に関する相談件数は依然として増加傾向にあり、深刻な状況が続いています。厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」として、児童虐待防止のための広報・啓発活動を行っています。児童虐待の問題に広く関心と理解を深めることができるように、今年度も標語を募集しています。

平成 29 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集

- (1) 募集内容 児童虐待問題に関し、国民一人ひとりの意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。
- (2) 応募資格 特に制限はありません。どなたでも応募できます。
- (3) 応募期間 平成 29 年 4 月 24 日（月）から 6 月 23 日（金）
- (4) 応募方法 ご自身で創作した未発表の作品に限ります。作品は一人につき 1 作品応募可能。作品と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記して、
 - ①メールの場合、gekkan-hyougo@e-hds.com に送信。
 - ②郵送の場合、〒310-0004 茨城県水戸市青柳町 3896 番地
東水戸データサービス株式会社 標語募集担当 宛に送付。
- (5) 選 定 1 作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。
- (6) 発 表 最優秀作品は、9 月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページで発表。
- (7) 表 彰 10 月 28～29 日の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」（高知県高知市）で賞状を授与します。
- (8) 標語の活用 最優秀作品は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などに幅広く活用します。なお、著作権は厚生労働省に帰属します。
- (9) 問い合わせ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策推進室
電話 03-5253-1111（内線:7946）